

総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット検証ガイドライン 新旧対照表

※軽微な改正は事項に含めていない。

改正案	現行
<p>【P17】</p> <p>第3部 検証方法</p> <p>第3章 毎年度の報告時及び削減量認定申請時における検証の実施</p> <p>2 都外クレジット算定報告書の検証</p> <p>エ 検証のポイント</p> <p>検証に当たっては、算定根拠資料において算定方法とともに、算定に用いられる値の妥当性を判断する必要がある。妥当性を判断する根拠を事業者が提示することを前提としているが、提示していない場合には、事業者が資料又は説明の不足を指摘しなければならない。</p> <p>なお、都外クレジット算定報告書に記載される推計削減量は、当初申請時等と同様の基本算定式を用いた算定に基づく数値でよいが、<u>実際に対策が行われているかどうかは、現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いて調査を行い、ヒアリングやデータの確認から検証を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。</u></p>	<p>【P17】</p> <p>第3部 検証方法</p> <p>第3章 毎年度の報告時及び削減量認定申請時における検証の実施</p> <p>2 都外クレジット算定報告書の検証</p> <p>エ 検証のポイント</p> <p>検証に当たっては、算定根拠資料において算定方法とともに、算定に用いられる値の妥当性を判断する必要がある。妥当性を判断する根拠を事業者が提示することを前提としているが、提示していない場合には、事業者が資料又は説明の不足を指摘しなければならない。</p> <p>なお、都外クレジット算定報告書に記載される推計削減量は、当初申請時等と同様の基本算定式を用いた算定に基づく数値でよいが、<u>実際に対策が行われているかどうかは、現地調査を行い、ヒアリングやデータの確認から検証を行う必要がある。</u></p>
全般	全般
申請者の提出書類に印鑑証明書を追加	(追加)